

◆ ホームページについて

全国市民オンブズマン事務局 内田 隆

現職警察官を中心にアクセス数を増やすために、ニュースをホームページに掲載することで了承を得た。

とはいえ、紙でほしいという人は依然としているだろうから、賛助会員にニュースを郵送することは続けることとなった。

また、各地で掲載してほしい記事は積極的に内田氏に送り、ホームページに掲載してもらうこととなった。



警察官に対する具体的支援事件

(今後の日程/場所)

<仙波敏郎さん>

- ▶ 警乗手当請求訴訟/松山地裁 (1月17日 31号法廷)
  - ▶ 住民訴訟(損害賠償命令請求事件)/松山地裁 (1月25日 31号法廷)
  - ▶ 行政不服申立事件/愛媛県人事委員会 (1月31日 10:00~17:00)
- ※公開口頭審理 申立人仙波敏郎氏の本人尋問

<大河原宗平さん>

- ▶ 懲戒処分審査請求/群馬県人事委員会 (2月3日 13:30~)
- ※処分者・審査請求人双方から証人申請があり、当日、証人が確定する予定。
- ▶ 国家賠償請求訴訟/前橋地裁 (2月3日 16:00/21号法廷)
  - ▶ 債務不存在確認請求訴訟/前橋地裁 (同上)
  - ▶ 捜査費ネコババ事件/前橋地裁 (同上)

<片岡壮起さん>

- ▶ 懲戒処分取消等訴訟/高松高裁 (1月24日 13:40~)
- ※ 控訴人側からの主張が出揃う予定。証人申請も行なう予定。



書籍案内

清水 勉

❖ 曾我部 司著『北海道警察の冷たい夏』 (講談社文庫、770円)

原田宏二著『警察内部告発者』(講談社)に登場する稲葉圭昭警部を主軸として、北海道警察というところが、如何に巨悪犯罪(ロシアマフィアによる盗難車の密輸など)を見逃し、現場の警察官を食物にして上の警察官がのし上がって行く場になっているかを具体的な事実で綴る、体中が凍りつくまさに戦慄の書。



現場の警察官は虫けらとはまさに北海道警察のためにある言葉だ! 現場の警察官が警察組織の大転換を求める切実さがよく分かる。このまま警察官僚とロシアマフィアの繁栄を見逃してはいけない。

カンパをありがとう

2005年10月13日から12月29日現在までのカンパの延べ人数は10人、総額は117,000円でした。

警察ネット発足後から現在までのカンパ延べ人数は115人、総額3,397,660円となりました。ありがとうございました。

カンパの用途は、主に各地で開かれる市民集会や支援事件の弁護団の交通費・宿泊費などです。これからもカンパをお願いします。

郵便局 00120-5-593264  
加入者名 明るい警察を実現する  
全国ネットワーク

※ 賛助会員会費(6,000円)のお振込の場合は、払込取扱票の通信欄に「会費として」とお書きください。カンパをお振込される場合は、「カンパとして」とお書きください。

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク  
代表 原田 宏二 事務局長 清水 勉  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町1-2番地  
四谷ニューマンション309  
さくら通り法律事務所内  
TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856  
E-mail: [police@ombudsman.jp](mailto:police@ombudsman.jp)

明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

第4号(2006年1月) 総会報告特集号

警察ネット総会開催

2005年11月26日・27日、都内で警察ネット総会を開きました。そのときの主な内容についてご報告します。

▶ 1日目

1年間の活動について

◆ 仙台での取り組み

弁護士 十河 弘

宮城県では大きな動きがあった1年だった。特筆すべきは、まず、6月21日、報償費返還訴訟で仙台地裁が「相当部分実体ない」と不正支出の疑いについて詳しく指摘する判決を出したことである。

この判決では、①報償費が使い切られていること、②事件の増減と無関係な不自然に平均的な執行状況、③秘密にすべき理由に乏しい鑑識課の報償費支出について実例を示せないこと、④鑑識課の報償費が短期間で配分されなくなったこと、⑤宮城県情報公開審査会の適正な支出が確認できないとの答申内容、⑥宮城県による定期監査と知事要求の監査に対する県警の文書墨塗りの対応、⑦知事の提出要求を拒否する県警の対応などを問題にしている。もっとも、被告とされた職員に過失がないということで、原告の請求は認められず、判決は原告敗訴。原告側はこの敗訴判決に「満足して」控訴せず、勝訴した県側は判決理由に不満があっても判決では勝っているので控訴できず。判決は確定した。



3日後の6月24日、浅野史郎知事が全国で初めて捜査報償費の予算執行停止を命令した。地方自治法上、予算執行責任を負う知事として支出の実態をともに説明されないまま支出し続けるわけには行かないということだ。県警は「カンパを集めて不足を補う」というパフォーマンスで対抗。その

後の知事選で浅野知事は出馬せず、浅野知事の意向を引き継ぐはずだった候補者は選挙に敗れた。村井嘉浩新知事は、何の調査もしないまま、着任早々の11月21日、報償費の執行停止を解除した。宮城県でも内部告発をしかけている警察官がいる。組織内にもマスコミにも知られているのに、表に出る決断ができないでいる。

■ 意見交換(参加者の会場発言)

- ▶ 県警にわかってしまっているのになぜ出られないのか。  
⇒ 就職の問題とか、土地柄とか、しがらみとか。親戚に現職の警察官がいるとか。
- ▶ 不利益は実際あるのか。それとも影におびえるのか。  
⇒ 実際あるでしょう。当人が身動き取れなくなるようなやり方です。
- ⇒ 内部告発者の親戚の警察官を遠くにとばすなどして、第2、第3の内部告発者を阻止するとか、見せしめにするとか。

◆ 原田代表の活動

原田 宏二

<道警の裏金>

11月21日、道警は一連の裏金問題にかかわる国費、道費の返還が終了したとコメント。返還総額は9億6千万円余となった。道警はこれで幕引きにするつもり。しかし、これには捜査費より遥かに予算額が大きい旅費は含まれていない。

また、25日に市川守弘弁護士が道庁を訪れ、裏金問題の徹底究明を求める要請書と、16万6764人分の署名を、高橋はるみ知事に提出した。



■ 意見交換

- かつては上層部がやっていたことを今は係長クラスの現場がレシートを集めたりして裏金作りをし、現場で使っている。
- ▶ だとすると、上層部にたくさん回ることがなくなったのか。  
⇒ たしかに従前の方法はやりにくくなっているだろう。

⇒ 旅費でカバーしているのではないか。

- 公安・旅費の部分についてはまだ手が付けられていない。

### <講演活動>

市民オンブズマン主催の市民集会（弘前、福岡、大阪、栃木、京都、大分、岡山、神奈川）のほか、仙波さんを支える会（愛媛）、道民の会（北海道）、仙台集会（宮城）等で講演した。週刊誌で警察の裏金問題を取り上げるときなどに取材対応した。

1年間、話をしてきて改めて問題として感じるのは、①警察の裏金の現状は激変しているのではないか。外から問題を指摘された捜査費・捜査報償費は激減し、捜査諸雑費が台頭して来ている。現場の警察官に回るようになったらしいが、現場ではどう使ったらよいかかわからない。道警は根本的に改めようとしているのではない。



警察活動には様々な目標設定があり、それなりに意味のあるものもあるのではないか。すべてを「ノルマ」として警察批判をしてよいのか。批判するばかりでは単なる警察パッシングであり、現場の共感や支持を得られないのではないか。

### <相談活動>

現職、OBからの相談があった。多くは、仕事の不満、処遇の問題、いじめ、に関するものだった。今後、警察ネットとして積極的に取り組む必要がある。警察官は弁護士を信用しないように教え込まれているので、弁護士など外部の者に相談するというのをしない。しかし、外部に相談しないことで自分を追い込んでいる。相談しやすい状況をつくる必要がある。

## 人事委員会・裁判

### ◆ 大河原人事委員会不服申立事件

弁護士 樋口 和彦

処分は2つ。1つは、2003年11月25日、3ヶ月間の100分の10の減給処分。処分理由は、①「不適切交際」、②「他行届」義務懈怠、③職務命令違反。もう1つは、2004年3月17日、懲戒免職処分。処分理由は、④公務執行妨害、⑤道路運送車両法違反（自動車登録番号標偽造、同使用）、⑥「不適切異性交際」。

①⑥「不適切異性交際」は言葉の定義が曖昧な

上、法律上の根拠も不明。既婚者同士がつきあうことは本来、私事。本件では職務への具体的な影響は何も指摘されていない。懲戒理由になるか疑問。にもかかわらず県警はこの点を執拗に主張。人事委員会に大河原を悪く印象づけようとしていることは明らか。

②「他行届」は警察官の私生活の覗き見。このような制度の合理性に疑問がある。

③大河原が監察に出頭しなかったことが1度ある。だれの命令かという間に、県警は「県警本部長の命令」「監察の命令」「署長の命令」と、ころころ変わる。だれに命令権があるかさえ分かっていない。それで職務命令違反などあるはずがない。

④は懲戒免職の主たる理由になっているが、県警のねつ造である。県警は「暴行現場の撮影は失敗した」と言いながら、現場の前後の様子を断片的に撮影したビデオテープを証拠に出してきた。県警側で十分に“吟味”して提出しているはずなのに、大河原に体当たりされて怪我をしたはずの警察官が、「破った（殴った）んだから公妨でいい」と言っている。とても怪我を負わされた本人の言葉になっていない。体当たりは「破った」「殴った」とは違う。

⑤の違反事実はそのとおりであり、大河原は略式罰金（50万円）。しかし、大河原が車に偽造ナンバーをつける原因をつくった県警には処分権限がない。

審理は公開で行われている。これまでの審理経過からすれば懲戒免職の維持はむずかしいと思われる。が、現在の人事委員会委員長が検察官の経験がある弁護士というのは少し気になる。



### ◆ 大河原国家賠償訴訟

弁護士 堀 敏明

被告は群馬県（県警）と国（前橋地検）。事実関係は大河原人事委員会と同じ。

#### (1) 群馬県

原告の主張。群馬県警本部が、①公務執行妨害事件を捏造して原告を逮捕し送検したこと、②マスコミ記者に対し、①の捏造した公務執行妨害事件について広報し、公務執行妨害による原告の逮捕を報道させ、次いで、道路運送車両法違反での再逮捕に関する広報により①の捏造した公務執行妨害事件について再度報道させ、さらに、①の捏造した公務執行妨害事件等を理由とする懲戒免職

の仕方をするのは極めて問題である。今後、更に各地の規程を調査する予定。

### 1. 服務規程

#### (1) 服務規程

昭和30年代頃には各都道府県にて服務規程制定

Ex. 昭和34年・警察庁

昭和37年・青森県、岩手県

(2) 平成12年1月25日、国家公安委員会にて「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」制定

これ以後、服務規程が「〇〇警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令」に改正されるようになる。名称は様々。服務規程のままのものもある。



### 2. 他行届け

緊急出動のため、勤務時間外でも連絡が取れるようにしておく必要があることは理解できるが、それなら携帯電話等で連絡できるようにしておけば足り、所在の報告は必要ないのではないか。

<例>

#### ① 岩手県

勤務時間外でも自分の所在の明示が必要。私事旅行（外泊、連絡不能、1時間以内の応招不可等）は私事旅行簿で承認が必要。

#### ② 愛知県

私用外出時は行き先の明示必要（家人に告げ、又は通信手段の確保）。部長等以外の職員は、外泊時に旅行等届で届出必要。

#### ③ 奈良県

勤務時間外は連絡方法明示（所在の明示までは不要と読める）。宿泊又は旅行の時は、行き先、連絡方法明示必要。

奈良県以外の旅行等で、2時間以内の応召不可なら、口頭の届出必要

### ■ 意見交換

▶ 服務規程の根拠法は？

⇒ 警察法及び警察法施行令。

● 公私にわたる包括的な規定は、警察官を縛ってイザというときに懲戒するためのものに思える。私生活の監視だ。

● 届出を怠っただけで処分してよいのか。職務に何らかの支障が出たことを要件とすべきではないか。

● 現場は、大きなミスさえしなければと、こんな規定を気にしていない。

● 問題は、（警察組織にとって都合の悪い人間を排除しようと）狙われたときに、これを根拠にされることだ。

● 警察官は崇高であるべきだという国民一般の認識があるので、服務規程の問題性に目が向いてくれるか難しい。



### ◆ 「警察官のための（無料）法律相談（所）」の設置について

原田 宏二

北海道警の不正経理について監査する過程で、北海道監査委員は現場の警察官の話を聞いた。監査委員は監査結果の報告のときに、道警の現状に現場警察官から不平・不満の声があがっていることを指摘した。道警は改善策として公安委員会通報制度を導入すると発表しているが、公安委員会を信用する現場の警察官はいない。

警察組織と関係のないところが相談に乗る必要がある。今後の『警察ネット』の主要な活動として位置づけるべきだ。そうすることで警察内での支持者も拡大するはずだ。



### ■ 意見交換

● 警察官には何かあったときに部外に相談しようという発想がない。

● 最近是不祥事案で処分のやり方を変えてきている。以前は逮捕前に辞めさせていたが、今はすぐには辞めさせないとか。

● 福岡で110番活動をした。深刻な話がいくつも出ている。

● 現場の警察官の問題意識を聴く。そして必要なことに取り組むということでしょうか。

● 外部に相談して、相談者が自分の疑問が正しいことに同意を得てホッとするという効果もあるだろう。まず第1回は外に窓口があることを知ってもらえばよいのではないか。

● 秘密厳守を相談者にはっきり示すべきだ。

● 労働条件の改善、不正に加担しないことが警察を変えていくことになると思ってほしい。

※ タイトルは、「警察官のための法律相談」。

十河弁護士がマニュアルを作成することとなった。



の処分について広報し、「公務執行妨害については処分保留」と懲戒免職の報道をさせたことは、違法である。

群馬県の主張。①につき、公務執行妨害事件を捏造した事実はない。原告は公務執行妨害をしている。②につき、マスコミ記者に対し、公務執行妨害による原告の逮捕、道路運送車両法違反での原告の再逮捕、原告の懲戒免職処分について広報した事実はあるが、事実をそのまま広報したものであり、報道はマスコミ各社の取材と判断でなされたことで県警本部は関与していない。



## (2) 国

原告の主張。前橋地方検察庁の検事は、原告に対する公務執行妨害事件が群馬県警の捏造であることを知りながら、原告を嫌疑なしで不起訴とせず処分に保留で釈放し、次いで、原告が有罪であることを前提とする起訴猶予処分にしたことは違法である。

国の主張。①公務執行妨害の事実は認められるから、諸般の事情を考慮した起訴猶予処分は違法ではない。②起訴猶予を含む不起訴処分は、被疑者にとって公訴提起という不利益処分をしないことを確定し、被疑者という地位を消滅させるものであるから、被疑者にとって利益な処分ではないから、原告には不起訴処分を争う法律上の利益はない。

原告の反論。①につき、公務執行妨害の事実はなく、捏造である。②につき、国が引用する判決は起訴猶予処分の取消しに関するもので、本件と同様の国家賠償請求に関する判示においては起訴猶予処分が合法か否かについて捜査記録等をもとに具体的に判断している。



## (3) 不起訴記録の提出の申し出

本件では公務執行妨害の事実の有無の確定が不可欠だから、その認定に不可欠の証拠である不起訴記録の一切の提出を求める。

## ■ 意見交換

▶ 他行届は特別権力関係に基づくものと言われている。

⇒ 法律家の世界では「特別権力関係」は死語だ。警察ではまだそんなことを言っているのか。

● 普段の警察の指揮命令は、法律上の根拠など全く考えていないのだろう。

● 交通担当は公妨に強くないから、現場でかなり慌ててしまい、支離滅裂になったのだろう。

## ◆ 仙波人事委員会・国賠訴訟

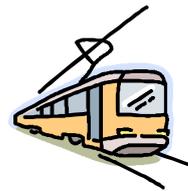
仙波さんを支える会 東 玲治

今年1月20日の告発会見から11ヶ月が経過した。

この間に、仙波を当事者として、県人事委員会への不服申し立て、配転および拳銃の没収処分に対する国家賠償法による損害賠償請求訴訟、それに鉄道警察隊勤務当時の警乗手当ての支払い請求訴訟を、また仙波弁護団と仙波さんを支える会を原告とする住民訴訟を提起、争っている。

報告集会で実情を知らされると、その反応はきわめて強く、今後もこの報告活動は続けて行く。来年は、佐賀、熊本、福島、和歌山などでの報告集会の日程が決まっている他、石川、香川、鹿児島などでも集会が計画されている。

警乗手当て問題は、法廷外での真相究明が先行している。共産党の吉井英勝・衆議院議員が内閣委員会でこの問題を追求してきた。実際に当時警乗手当てを受け取った隊員の氏名と受取額を示せと国会で追及し、警察庁は明らかに対応に苦慮していた。



他に、この間、「第2の仙波」を登場させるべく努力したが、あと一步で実現しなかった。

## ◆ 片岡処分取消等訴訟

弁護士 清水 勉

部下が経営者と親しくしている風俗店で幾度か飲食したことが、単純収賄に当たるとして、停職6ヶ月。退職願を書かされた。原告の主張は、停職6ヶ月の処分は無効。退職願は任意ではなく無効。

興行ビザの在留資格がある外国人女性らがショー設備のある店でショーを行ない、ショーの合間に接客をするというシステムの店。売春なし。外国人女性の身の安全を配慮。高額料金の要求のない明朗会計。十数店舗同様の経営をしており、10年来、1度も摘発を受けたことなし。開店当初からシステムの変更なし。警察幹部からも客としてよくきていた。この店の外国人女性と結婚した幹部もいるくらい。それが突然の摘発！

高知警察署は強く反対したらしい。高松入管が強気に進めた。

地元ではまともな店として評判であり、県警も



摘発対象として全く考えていなかった。風俗店主にしてみれば、県警に裏切られたという気持ちが強い。今回の摘発は全く想定外。このときのために接待していたということは考えられない。事件でなければ、およそ辞職する必要はない。

退職意思が全く無かった片岡がたった 20 分間で退職願を書く決断！ 決断させた者が強引な誘導をしなければそんなことは起こらない。退職願を書かせる側も、「検事正が、「あんな奴を置いておくのか」と本部長に言っていた」という話を監察から聞かされており、これを信じたい。取調べ担当検事は、片岡が退職願のコピーを見せたときに驚いていた。地検の事件処理としては最初から片岡を起訴猶予にするつもりだった可能性が高い。



## ▶ 2 日目 ◆ ノルマ問題

大河原 宗平

警察組織の中ではなんでもノルマになってしまう。

警務部には警察官採用試験募集対策というのがある。警察官への応募が多いようにみせかけるために応募者を集めることがノルマになる。その応募状況は日報で県警本部に報告することになっている。

刑事部には暴力団取締り強化月間、窃盗犯検挙強化月間などのほか指紋資料整備強化月間というものもある。「整備」となっているが、要は「集める」ということ。

生活安全部はノルマが多い。オートバイ盗・自転車盗防止環境対策推進強化期間、職務質問強化月間、風俗関係事犯取締り強化月間など。

交通部には春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の県民交通安全運動、悪質交通違反取締り強化月間、暴走族・整備不良車両等の取締り強化月間など。

現場の警察官はノルマを果たすことを第一として仕事をさせられていて、いつの間にかその異常さに鈍感になっている。



## ■ 意見交換

- 「ノルマ」をどう捉えるかが問題だ。数字で仕

事を把握する必要はある。しかし現実には、現場があまりにも数字にこだわり過ぎ、やるべきことをやっていない。例えば、シートベルト着用義務違反のキップが不必要に多い。これは単に注意すれば済む話でないか。どうも現場は本部の意向伺いで、その本部は数字だけを気にしている。本部の意識を変える必要がある。任意取調べ時の指紋・顔写真の問題は取り上げていくべきだ。

- 指紋・顔写真の問題は内部から変えていくのは難しい。国民に応じなくてよいと広く知らせるべき。
- ノルマは法的にも問題があることを切り口とすれば説得力はある。
- 交通取締り中を理由に 110 番出動しないとか、女・子どもに職務質問して、“ベンツ”にはしないとか、楽な方向に流れている。
- 内部だけの処理に終始して、国民のための仕事をしていない。
- 犯人が捕まらなければ軽い罪（原因不明出火、恐喝と窃盗）にして、捕まえれば重い罪（現住または非現住建造物放火、強盗）として処理する。発生原票と検挙原票の罪名が違う。警察が万能という神話を警察とマスコミが作り上げてきた。数字を見なくても現場を見ればちゃんと仕事をしているかどうかわかる（留置場に被疑者がたくさん留置されているとか）。10%しかできないということを認めて、肩の力を抜くべきではないか。
- 上が現場の警察官にノルマを押し付けないようにさせる必要がある。
- 放置自転車が警察官のノルマのエサになっている。それもぜひ取り上げてほしい。



## ◆ 警察官の服務規程について

弁護士 増田 利昭

全国の警察に警察官の服務規程がある。服務規程では、職務中だけでなく、警察官の私生活全般にわたる様々な規制を設けている。いくつかのパターンがあるものの、細かい部分では各都道府県で異なっている。

ふだん、警察官はこれらの規定に何の抵抗もなく従い、あるいはだれもが全く無視をして行動している。ところが、大河原さんの懲戒処分理由を見ると、せいぜい服務規程違反にしかならないようなもの（他行届違反）がしっかり掲げられている。服務規程がこのような機能

